

令和7年度第6回 国分寺市補助金等審査会

日 時：令和8年3月10日（火）午後1時30分開始～午後2時00分閉会
場 所：国分寺市役所 4階401会議室

●事務局

それでは定刻になりましたので、令和7年度第6回補助金等審査会を開催します。今回は来年度予算に計上予定の新規補助金1件の御審査となります。終了予定時刻は14時を予定しておりますので、議事進行に御協力をいただけますようお願いいたします。

初めに市長に代わりまして、財政担当係長の佐々木より、本日の審査会に諮る諮問をさせていただきます。

●財政担当係長

国分寺市補助金等審査会条例第2条の規定により、下記の補助金について審査いただきたく、諮問いたします。

記

新規補助金について（1件）

●低所得世帯向けエアコン設置事業補助金

以上

【審査番号14 低所得世帯向けエアコン設置事業補助金】

●生活福祉課

生活福祉課庶務係の係長の佐瀬と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日議会中でして、担当の課長の伊東は欠席をさせていただいておりますので、係長3名でご説明をさせていただきます。

それでは、低所得世帯向けエアコン設置事業補助金についてご説明をします。お配りしています資料の4ページの低所得世帯向けエアコン設置事業についてという資料をご覧くださいと思います。こちらの1番の事業の概要に記載しているように、自宅にエアコンを持っていない方や、エアコンはあるが壊れて動かないなどの方の中で、生活困窮世帯の方を対象に、都の補助金4分の3補助を活用してエアコンの購入や設置費用の助成を行う事業になります。近年は、特に夏の暑さによって熱中症などの健康被害が非常に多くなっておりまして、自宅にエアコンがない方に利用していただき、熱中症等の予防を図っていただく事業になります。

2の対象者になります。先ほど自宅に動くエアコンがない困窮者の方が対象と言ったのですが、具体的な対象者としては、令和7年度に非課税の方か住民税の均等割だけが課税されている方、または令和8年度に同様に非課税または住民税均等割のみ課税になる方で、自宅にエアコンがない、またはエアコンが壊れている方が対象になります。ただここにある通り、生活保護の受給世帯の方については、別途支給予定になっておりますので、こちらの補助金としては

対象外となります。

3の助成内容としては、令和8年5月1日以降にエアコンを購入、もしくは、設置をした方の費用について1世帯10万円を上限として、補助するものになります。

4には申請の流れをお示ししています。

5は事業の実施予定になります。年度明けて5月から申請の受け付けを開始して順次支給をしていきます。申請の期限としては年内の12月28日までとしています。

6の支給方法については記載の通りとなります。

7の広報について5月1日号市報でお知らせする他、市のホームページやXなどのSNSを利用して広報を行います。

8の給付見込みについて、見込数については都が今回の補助事業の説明をする際に示した考え方をもとに、算定をしています。見込数としては300世帯を現在見込んでいます。

7ページ目以降に要綱案をお示ししています。こちらはすでに先行して実施している多摩市や武蔵野市の事業を参考にして作成しているものになります。簡単にはなりますが説明は以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いたします。

●会長

ありがとうございました。それでは先生方、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

●委員

先ほどご説明いただいた内容では、大体300世帯程度、一世帯あたり10万円ということですが、対象の方々が買い求めになるエアコンはどの程度の部屋の規模のエアコンをお買いになって、設置費用はどの程度で、自己負担はどのくらいになるのか、シミュレーションをされていたら、参考にしたいと思います。

●生活福祉課

シミュレーションまでは至っておりませんが、東京都が実施していますゼロエミッションも活用することができるということになっております。当市から10万円の補助、そして東京都のゼロエミッションを使うことによって、自己負担を少し軽減されるという想定をしております。

●委員

よくわからないのですが、総額で20万ということでしょうか。

●生活福祉課

ゼロエミッションは、エアコンの機種や性能によって東京都が補助する額が変わってくるものがございます。機能が高くなれば、ゼロエミッションで東京都が補助するお金が上がるものにはなりますので、20万円とは限りません。

●委員

皆さんが想定している標準的なタイプは、どのくらいの費用で、どのような機種を平均何畳にお住まいの方が設置すると考えているのか。どのくらいの機能のものをいくらで購入され、設置するということにはいくらするからなどを考慮し、10万円でどのくらいの負担を軽減させるのかをあらかじめ想定されて、今回の補助金をお出しになったのかどうかをお聞きしたいわけです。

●生活福祉課

そこまでの想定はまだ試算はできておりません。ただ東京都の方が上限として10万円の補助というところで、都の基準に沿って当市からの補助の金額を想定しております。

●会長

10万円という数字は東京都のガイドですか。先ほど言われたのは、その基準に、機種によっては補助金がさらにプラスされるといことでしょうか。

●生活福祉課

ゼロエミッションと今回の補助金は当然別のものになります。今回の補助金の交付要綱、東京都から市に交付される要綱は、上限としては10万円になっています。10万円を超える金額に対しては、当然市からも東京都からも出せません。東京都が市に交付するときの条件として、10万円と決まっておりますが、市としても都の交付要綱のアップーまでの10万円を上限としていることが一つあります。また機種によって当然金額変わってきますので、一般的なイメージにはなりますが、広いお部屋ですと、当然金額も、10万を超えてくるとは思いますが、そこまで広いお部屋で使うという想定にはならないと思しますので、10万円前後にはなると思いますが、しかし、正確なところまでは分かっていないということです。

●委員

なぜこのような話を聞いたかという、300世帯の合理性や皆さんが想定されている合理性がどうなのかを確認させてほしかったからです。対象世帯が何畳程度に住んでいるのか、設置費用や購入費用がどの程度になるか、皆さんのご負担がくらいになるか。これで見ると、住民税の均等割の人ですから、年収としても、そこまではないと思えます。そのような場合に、負担できるのか、前もって負担するお金がなかった場合にはどうするかなどが想定されます。そうすると300世帯が本当に合理的なのかどうなのか少し考えないといけないと思えます。だから、上位の政府がこういう形で金額が決まっているや、総額が決まっていて、上限などを市の方で裁量できるのか、あるいはそれができないのであれば、対象の世帯を増やすなどの戦略があるわけです。その辺りのことを皆さんにお聞きしたいわけです。

●会長

今Amazonで見たら大体6畳だと7万円程度でした。そのため工事費込みで10万円はいい線なのではないでしょうか。

●生活福祉課

これと同じような事業で生活保護世帯にも、エアコンの補助を支給しております。

●会長

今別枠になっていますね。

●生活福祉課

基準額としては同じで、生活保護受給者の方と同じにはいけませんが、今まで10万円以上のエアコンを買われたことは実績としてはあまりありません。

●会長

6畳程度だと大丈夫ですね。10畳だと駄目かもしれません。

●生活福祉課

その範囲にお住まいの方が多いですので、1台買うところで言うと10万以内に収まるかなと思います。ただやはり先ほど申し上げたように高性能のものなど、どの機種を買っていいとかの制限はありませんので、そこら辺は個人様のご判断になるかとは思いますが、大体収まる金額であるのではないかと想定しています。

●委員

設置費用はどのくらいになりますか。

●生活福祉課

本体価格にプラスして、設置費用のところも助成対象になりますので、合計で10万円以内というのが、実績としては多いと思います。

●委員

実費を自分たちがお支払いする必要はないところで収まると考えてよろしいのでしょうか。

●生活福祉課

よほどいいものを買わなければという前提にはなりますが、そうなります。

●委員

そして300世帯というのは、予算に合致するからいいという話ですね。
はい、わかりました。

●生活福祉課

ありがとうございます。

●会長

私から、よろしいですか。6ページの申請見込みのところの計算式がよくわかりません。下から2行目ですが、1万2,000世帯に掛け10%掛け10%というのは、どのような根拠なのでしょう。しかも、それが126世帯だが、さらに倍にして300世帯になっておりますが、その部分を教えてください。

●生活福祉課

今回東京都の考え方としまして、非課税世帯の10%がエアコンを持っていないと想定され、その10%が申請するのではないかと、東京都の計算式でございました。

●会長

10%しか申請がないと想定ですか。

●生活福祉課

国分寺市の非課税世帯及び均等割課税世帯のみが、令和5年6年度の実績でございますが、1万3,830世帯から、被保護世帯を除きまして1万2,697世帯、これの10%掛ける10%が126.9世帯でございます。他市の実績等を考慮しというのが、先駆的にやっている多摩市などが、令和6年から7年にかけて、この事業をやった際に、4.9%の申請があったことから、それを当市にも当てはめてみますと大体500世帯超えます。当市の状況から500世帯はないであろうと想定しましたが、126世帯では足りないかもしれないというところで、実績を鑑みて300世帯にしております。

●会長

このような世帯の1割はエアコンを持ってなくて、そのうちの1割しか申請しないというのは経験則なのでしょう。

●生活福祉課

エアコンの保有率に関しては、東京都も参考になっているデータで、内閣府が発表している消費者動向調査というものがあります。そこでエアコンを持っている世帯が大体91%、持ってな

い世代大体約9%というところなので、おそらくそこを基準にしているのではないかと思います。

●会長

申請するのが10%しかいないのも不思議ですね。

●生活福祉課

おそらく、賃貸に住んでいると、エアコンがアパートやマンションに備付けが多いので、多分そういう事情もあるかと推測になりますが、考えております。

●会長

10%はないだろうから、20%にして300世帯ということですね。

●生活福祉課

そうです。

●委員

多摩ニュータウンがあるところは結構都営住宅の比率が高いですが、国分寺市は都営住宅のパーセンテージってどれくらいでしょうか。多摩市の半分程度でしょうか。

●生活福祉課

パーセンテージまでは把握はしておりませんが、他市に比べて都営住宅の比率が少ないです。

●委員

だからこの10%でなく、約20%にして、あるいは300世帯だったら大体余裕を持って収まるという話ですね。

●生活福祉課

はい、そうです。

●委員

はい、わかりました。

●委員

今のこの5ページの申請の流れのところを拝見させていただきますと、事前相談は任意ですが、先にエアコンを購入しなければいけないということになっています。審査を通過して支給決定に至るということですが、先ほどの申請する方の人数が関係するかどうかわかりませんが、許可が下りるかどうかはっきりしないと、購入や申請を控える方がいらっしゃると思いますが、そこら辺に関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

●生活福祉課

事前相談につきましては、課税状況がやはり分かり辛いというところもございますので、そこが危うい方は多分ご相談していただいた方が安心して買うことができるかなと思っております。基本的にはこの課税状況が該当しまして、エアコン購入の対象に該当する方に対しては、給付する方向で、こちらの方は考えておりますので、基本は却下というよりも該当する前提で予算の方計上しております。

●委員

その辺のところも申請する方にはある程度伝わるようにしていただいた方がいいと思います。審査が入ると、少し引いてしまう方がいらっしゃるような気がしますのでよろしくお願い致します。

●**会長**

他にいかがでしょうか。C先生はよろしいですか。

●**委員**

もう聞こうと思っていたのは聞いていただいたので、今のところは大丈夫です。

●**会長**

弱者救済は地方自治の基本の一つです。そのような補助金の時、毎回お聞きしていますが、広報どうなっていますか。6ページの7行目にも書いてありますが、いつも大体こう書いてあります。漏れはありませんか。この中でプッシュ型は市報で、あとホームページなどもみんなプル型ですよ。個人には通知はしないのでしょうか。

●**生活福祉課**

今回個人への通知も検討はしたのですが、実際に通知をしても、該当にならない世帯にお送りしたときに、苦情になる方が危険だと判断しました。

●**会長**

それは、市は掴んでおられるのではないですか。

●**生活福祉課**

該当にならないというのは、エアコンをつけることができない家にお送りして、うちはつけられないなどの苦情になることも想定されましたので、今回はプッシュ型はやめました。

●**会長**

市報は結構皆さま見るのでしょうか。

●**生活福祉課**

ホームページ、X、市が最近始めましたLINEなども載せたいとは思っております。

●**会長**

そうですねホームページは見るかどうかわかんないですね。

●**委員**

念押しの確認です。この非課税の世帯は生保の人を除いた数字になっていますか。

●**生活福祉課**

除いたのが最後の1万2,697世帯です。

●**委員**

ありがとうございました。

●**会長**

よろしいですか。それでは決をとらせていただきます。審査番号14番に賛同いただける方挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

●会長

満場一致です。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

●事務局

最後に、事務局から今後の予定について申し上げます。本日の審査を踏まえた、答申（案）につきましては、事務局にてまとめたものを、会長及び職務代理者にご確認いただき、その内容を踏まえて委員のみなさまにお送りさせていただく予定です。また今年度の審査会については今回が最後となります。新年度のスケジュールについては、後日調整の御連絡をさせていただきますので御協力をお願い致します。事務局からは以上となります。今年度の審査、誠にありがとうございました。